



ルール・マナーを守って楽しく

# 自転車に乗ろう！

## 協力企業大募集！

# 群馬県自転車活用促進 協力企業認定制度

自転車活用促進協力企業認定制度とは・・・

環境に優しく、健康増進にも効果がある自転車の安全な利活用を図るため、従業員及び顧客（県民）に対して自転車活用の促進とルール・マナー啓発等に取り組む企業等を認定する制度です。

### 従業員の皆様や顧客（県民）への自転車活用促進と ルール・マナー啓発等に取り組みませんか？



- 環境に優しい自転車の活用促進に協力したい！
- ヘルメットの着用などにより安全に自転車通勤させたい！
- 交通安全教育をしたいが資料がない！
- 県民の皆さんに楽しく自転車を利用して欲しい！

### とお考えの企業の皆様へ！

御協力いただける企業には認定証を交付し、県ホームページに会社名や協力内容を掲載させていただきます。

お問合せ先

群馬県 県土整備部 道路管理課 交通安全対策室

電話 027-226-2388（直通） メール kotsuanzen@pref.gunma.lg.jp

## 協力企業にお願いしたいこと

従業員の皆様や顧客（県民）に向けた、自転車活用促進やルール・マナー啓発等であれば、どんな取り組みでも構いません。

## 取組事例（参考）

項目	内容
1 従業員への周知	朝礼、会議及び社内通知システム等により、従業員を対象に「自転車の活用促進」、「自転車ヘルメットの着用・自転車保険の加入」及び「自転車のルール・マナー」について周知を行う
2 顧客（県民）に向けたポスター掲出	会社窓口、店頭及びイベント等、来客者の目につきやすい場所に県が作成するポスターを掲出する
3 従業員への交通安全教育の実施	従業員に対する自転車事故防止等の交通安全教室の実施（県より講師の派遣）
4 イベント実施時等における交通安全啓発	店舗等における顧客向けのイベントや社内イベント・研修等において、交通安全啓発・ブースの設置等（G M E Tを派遣）
5 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ デジタルサイネージによる交通安全啓発動画や啓発ポスターの放映、知事メッセージの放送</li> <li>○ 自転車来訪者に対するサービス等の実施</li> <li>○ SNS等を利用した自転車の活用促進や交通安全啓発</li> <li>○ 社内規定等において、自転車通勤者に対する「自転車ヘルメットの着用・自転車保険の加入」を義務化</li> </ul>

※あくまでも一例です。各企業の可能な範囲で取り組みをお願いします。

## 自転車活用促進協力企業認定制度イメージ

